

定置網の共同管理グループ構成道府県
水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る定置網の共同管理グループへの
操業自粛要請の発出について

標記に関し、今般、各都道府県からの漁獲モニタリング報告を集計した結果、定置網の共同管理グループの漁獲量が770.0トンとなったことが判明致しました。当該グループの漁獲上限が580.5トンであることから、現時点において判明しているだけでも、既に189.5トンの超過となっております。

これにより、「太平洋クロマグロに係る第3管理期間の資源管理の実施について」（平成29年8月31日付け29水管第1843号水産庁資源管理部長通知）Ⅲの1の（5）に該当する状況となりましたので、下記のとおり通知します。

つきましては、貴殿より、残された期間で定置網による太平洋クロマグロの漁獲量が増加することのないよう、貴道府県計画に基づいた漁獲抑制の徹底について貴管下漁業者及び漁業関係団体等への指導方よろしくお願い致します。

また、本報については、定置網の共同管理グループ以外に対しても情報提供し、今後も漁獲の積み上がりに十分配慮するよう依頼するとともに、本日付けでプレスリリースし、流通加工業者、消費者、遊漁関係者等にも広く情報発信します。

引き続き、太平洋クロマグロの資源管理に取り組んでいただきますようよろしくお願い致します。

記

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1. 対象 | 定置網の共同管理グループ |
| 2. 漁獲状況 | 漁獲上限を超過 |
| 3. 通知日 | 平成29年10月6日 |
| 4. 通知内容 | 太平洋クロマグロの30キログラム未満の小型魚に係る
操業自粛要請 |

(参考)

- ・定置網の共同管理グループ 770.0トン（上限：580.5トン）＊操業自粛要請
- ・合計2,110.4トン（上限3,423.5トン）

※ この漁獲状況は現時点での取りまとめであり、引き続き最新情報に更新されていく点をあらかじめ留意してください。